

6 「改正住民基本台帳法」の骨子と稼働スケジュール

平成11年8月18日「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(法律第133号)が公布されました。この改正法に基づき住基ネットワークシステムは構築されることとなり、実施のための施行期日などは改正法附則に規定されています。以下、「改正住民基本台帳法」の骨子を述べます。

趣旨～住民基本台帳ネットワークシステムの構築

住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び行政機関に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる。

改正の内容

(1) ネットワークシステムの活用に関する事項

市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理 施行期日[C]
住民票の写しの広域交付及び転入転出手続の簡素化
行政機関への本人確認情報の提供 施行期日[B]
別表に規定した行政機関に対し別表に規定した利用事務のために本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及び付随情報)を提供(次頁参照) など

(2) ネットワークシステムの構築に関する事項

住民票コード 施行期日[B]
住民票の記載事項として「住民票コード」を追加
本人確認情報に関する事務の処理 施行期日[A][B]
・市町村長から都道府県知事への本人確認情報の電気通信回線による通知
・都道府県知事の事務
別表に規定する国の機関等への本人確認情報の提供、都道府県での別表に規定する事務への利用など(次頁参照)
・指定情報処理機関の事務
都道府県知事から、総務大臣の指定する者(指定情報処理機関)に対し、別表に規定する国の機関等への本人確認情報の提供事務などを委任(次頁参照) など

(3) 本人確認情報の保護措置に関する事項

市町村、都道府県及び指定情報処理機関における本人確認情報の保護措置 施行期日[A]
[B]
安全確保措置、利用提供制限、関係職員等の秘密保持義務、苦情処理など
受領者である国の機関等における本人確認情報の保護措置 施行期日[B]
安全確保措置、目的外利用禁止、関係職員等の秘密保持義務など
都道府県知事又は指定情報処理機関への自己の本人確認情報の開示請求 施行期日[B]
民間の者の住民票コードの利用禁止 施行期日[B]
・民間の者の住民票コード告知要求禁止
・民間の者の契約の相手方への告知要求禁止又は住民票コードの記録されたデータベース構成禁止(違反行為に対して都道府県知事の中止勧告・命令)
本人確認情報の保護のための罰則 施行期日[A][B]
・本人確認情報の秘密保持義務違反者に加重罰則
・住民票コードの利用禁止に係る都道府県知事の中止命令違反者に罰則 など

(4) 住民基本台帳カードに関する事項

本人の申請により市町村長が住民基本台帳カードを交付 施行期日[C]

(5) その他所要の改正

など

施行期日

- [A] 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成11年10月1日）
 (2) （指定情報処理機関の事務に係る部分に限る。）(3)- （利用制限に係る部分を除く。）(3)- （本人確認情報の秘密保持義務違反者への加重罰則に係る部分に限る。）
- [B] 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（平成14年8月5日）
 (1)- 、(2)- 、(2)- （指定情報処理機関の事務に係る部分を除く。）(3)- （利用制限に係る部分に限る。）(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- （住民票コードの利用禁止に係る都道府県知事の中止命令違反者への罰則に係る部分に限る。）
- [C] 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日
 (1) 、(4)

「本人確認情報」の提供事例

住基ネットワークシステムにより、「本人確認情報」を提供できる事務は、継続的に行われる給付行政、資格付与等、住民生活に関係の深い行政事務であり、住民基本台帳法の別表に明確に定められている事務に限定されています（表1及び表2に示した事例は、住民基本台帳法の別表から抜粋したものです。）。

表1 給付行政に関する事例

行政機関	事務内容
総務省	・恩給等の支給(恩給法等)
国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合等	・共済年金の支給(国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等)
厚生労働省	・戦傷病者遺族に係わる遺族年金等の支給(戦傷病者戦没者遺族等援護法) ・業務災害・通勤災害に関する保険給付(労働者災害補償保険法) ・基本手当等の支給(雇用保険法)
都道府県知事	・児童扶養手当の支給(児童扶養手当法)

表2 資格付与に関する事例

行政機関	事務内容
総務省	・無線局の許可(電波法)
国土交通省	・不動産鑑定士の登録(不動産の鑑定評価に関する法律)
国土交通省または 都道府県知事	・建設業の許可(建設業法) ・宅地建物取引業の免許(宅地建物取引業法) ・旅行業の登録(旅行業法) ・建築士の免許(建築士法)
気象庁	・気象予報士の登録(気象業務法)
都道府県知事	・一般旅券の記載事項の訂正等(旅券法)
都道府県知事	・宅地建物取引主任者資格の登録(宅地建物取引業法)
市町村の選挙管理委員会等	・同一都道府県の区域内に住所を移した者の当該都道府県の選挙の選挙権の確認(公職選挙法)



住基ネットワークシステムの稼働スケジュール

一次稼働（平成14年8月5日）

公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から稼働するシステムの基本機能部分

- ・住民票コードの住民票への記載の開始
- ・市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知
- ・指定情報処理機関から行政機関への本人確認情報の提供
- ・本人確認情報保護委員会、都道府県審議会、安全確保措置義務、秘密保持義務
- ・住民票コードの民間利用禁止

二次稼働（平成15年8月予定）

公布の日から5年を超えない範囲内において政令で定める日から稼働する部分

- ・住民票の写しの広域交付
- ・転入転出の特例処理
- ・住民基本台帳カードの交付